会 議 録

会議名(審議会等名)	第9回小金井市男女平等推進審議会(令和元年度第4回)
事 務 局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時	令和元年12月20日(金) 午後3時~午後5時10分
開催場所	商工会館大会議室
	佐藤百合子委員(会長)、遠座知恵委員(副会長)、浦野知美委員、
委 員 出席	川原美紀委員 、塩原真一委員、瀬上ゆき委員、濱野智徳委員、
	日野絵里子委員、本川交委員、松本千穂委員
者事務局	企画財政部男女共同参画担当課長 深草 智子
	企画政策課男女共同参画室主任 渡邊 拓樹
	コンサルタント会社研究員
欠 席 者	_
傍聴の可否	可・ 一部不可・ 不可
傍 聴 者	5名
会 議 次 第	別紙のとおり
会 議 結 果	別紙会議録のとおり
提出資料	別紙のとおり

第9回小金井市男女平等推進審議会(第8期)

令和元年12月20日(金)

1 開会

【佐藤会長】 ちょうどお時間になりましたので、第9回男女平等推進審議会を始めます。

会議に先立ち皆さんのほうにお願いいたします。事務局から記録作成上の必要から発言 の際はお名前を名乗っていただきご発言を始めていただくようお願いされておりますので、 ご協力をお願いいたします。

それから、傍聴者の方々にお知らせいたします。傍聴席には傍聴者用意見用紙があります。ご意見がある場合は、この用紙にご記入いただき、事務局にお渡しください。いただいたご意見は、会長判断により、必要に応じて審議会の参考とさせていただきますが、ご意見に対する質疑応答は行いませんので、ご理解ください。

男女平等基本条例第31条第2項では、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができることになっております。8人出席しておりますので、定数5人以上ということは満たしておりますので、早速審議会を開かせていただきたいと思います。

本日の議題は4点となります。1枚目の次第をごらんください。

まず1つ目は、(仮称) 第6次男女共同参画行動計画(案)の策定についての中で、男女平等に関する意識調査について、市民意識調査と職員意識調査の集計状況についてご報告願います。

2番目は、男女共同参画施策の推進について、推進状況調査報告書(平成30年度実績) に対する評価及び意見について。

3番目が(仮称)男女平等推進センターのあり方について。

4番目が提言についてということになっておりますので、事務局より簡単な説明をお願いいたします。

【事務局(深草)】 本日机上に配付させていただきました資料についてご説明をさせていただきます。

まず、1枚目、次第を配付させていただいております。続きまして、小金井市男女平等に関する意識調査結果概要として、10月に実施いたしました意識調査についての速報版をお配りしています。参考資料2といたしまして、第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と進捗管理について提言(案)をお配りさせていただいております。

続きまして、参考資料2として、提言書(案)についての意見をまとめたものをお配り

いたしました。

続きまして、(仮称) 男女平等推進センターのあり方について(案) を配付させていただいております。

次に、参考資料3といたしまして、同性パートナーシップ制度の検討状況について配付 させていただいております。

そして、参考資料4、公正証書等の受領証についてお配りさせていただいております。 そして、渋谷区のホームページより抜粋した資料をお配りさせていただきます。

お手元に資料などが足りない場合、この場で申していただければと思います。資料のほうはお手元にございますか。

では、よろしくお願いいたします。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 議題

(1) (仮称) 第6次男女共同参画行動計画 (案) の策定について

ア 男女平等に関する意識調査について

【佐藤会長】 議題(1)、(仮称)第6次男女共同参画行動計画(案)の策定についての中の、男女平等に関する意識調査の集計状況について、サーベイリサーチセンターのほうからご報告をいただきたいと思います。皆様、この結果概要をごらんください。よろしくお願いします。

【事務局(深草)】 すみません、先に事務局のほうから簡単にご説明させていただきます。

こちら、本日お配りいたしました小金井市男女平等に関する意識調査結果概要につきましては、郵便にて皆様に白黒タイプのものを既にお送りさせていただいておりますが、より見やすいようにということでカラーにしたものを本日配付しております。内容につきましては、前回郵便にてお送りさせていただいたものと同様のものとなっております。詳しい結果概要についての報告は、サーベイリサーチセンターさんのほうからお願いいたします。

【佐藤会長】 全部についての報告いたしませんので、大事なところだけ、それから何か違っているところ、差があるところだけについてご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

【研究委員(櫻井)】 サーベイリサーチセンターの櫻井と申します。よろしくお願いい

たします。着座にてご説明させていただきます。

では、時間も限られておりますので、早速、資料の説明にはいらせてさせていただきます。

ページをおめくりください。1ページ目、市民意識調査の結果から掲載しております。 まず、回答者についてこちらのページでは示しています。

左上の性別ですけれども、今回、女性の55.4%、男性の42.9%、そのほかの方が0.4%という結果でした。そのほかの方については、3名の方からご回答があったような状況です。

では、今回大事なところのみピックアップしご説明させていただきますので、5ページ 目をお開きください。男女の役割分担意識についてご説明させていただきます。

こちらについての賛否は、女性では賛成が20.6%、反対が63.7%と反対のほうが多くなっているような状況です。男性につきましても、賛成が29.5%、反対が56.5%と反対のほうが多くなっているような状況となりました。

では、下の問いに移りまして、「女性が仕事をもつことについての考え」についてです。 こちら、男女とも、「結婚や出産にかかわりなく、継続して仕事をもつほうがよい」が5 割を超えて最も多くなっているような状況です。次いで、「出産や子育ての時期は仕事を辞 め、その後は仕事をもつほうがよい」も女性が33.4%、男性が25.6%と多くなって いるような状況です。

では、次のページにお移りください。6ページ目となります。女性が仕事を持つほうがよいとする理由についてですけれども、女性については、上から3つ目の「子育ては夫婦で協力して行うべきだと思うから」が70.2%で高くなっている状況です。男性については、一番上の「社会とつながりを持つべきだと思うから」が66.9%で高くなっております。

では、隣のページ移りまして、女性は仕事を持たないほうがよいとする理由についてですけれども、こちらについて、女性は上から2つ目の「仕事と家庭の両立支援が十分ではないと思うから」が50%の半数と多くなっております。

男性については一番上の、「子どもは母親が家で面倒を見た方がいいと思うから」という ものが50.5%で、こちらも半数は超えて高くなっているような状況です。

次に、ページをおめくりいただきまして、女性の就労継続のために必要なことについてですけれども、男女とも一番上にあります「保育施設や学童保育所など、子どもを預けられる環境の整備」が最も高くなっております。両方こちらが最も高くなっておりますけれども、男女差が見られまして、女性のほうが7.5ポイントほど高くなっているような状況

です。

隣のページ移りまして、男女ともに働きやすい社会をつくるために重要だと思うことについてですけれども、こちらについても男女とも一番上の「労働時間の短縮やフレックス制など様々な働き方を選ぶことができる」が高くなっております。ですが、こちらについてもポイント差が見られまして、女性のほうが男性よりも12.5ポイント高くなっているような状況です。

では、ページを少し飛びまして、13ページをおめくりください。育児・介護休業制度 の利用意向についてです。こちら、育児休業制度、介護休業制度ともに女性は利用したい が6割台と高くなっておりました。男性についても利用したいが高くなっておりますけれ ども、4割台という状況です。

では、次の14ページになります。育児・介護休業制度を利用しない理由についてです。 こちら、「職場に休める雰囲気がないから」が男女とも高くなっているような状況です。女 性が64.2%、男性が59.3%となっているような状況です。

では、隣のページに移りまして、男女平等を進めるために教育の場で重要なことについてです。こちらについても、最も高いものについては男女で違いはなく、一番上の「男女差ではなく、個性や能力に合わせた生活指導や進路指導を行う」が高くなっております。こちらも男女差がほかの設問同様、ポイント差が大きくなっていますけれども、女性の80.5%に対して男性が65.4%というような状況です。

21ページをおめくりください。人権についてのDVの被害経験についての設問の結果をご説明いたします。

こちらについては、配偶者等からの暴力について経験したり、見たり聞いたりしたことがあるか尋ねたところ、多くの項目で「まったくない」が8割以上という結果となりました。ただし、被害、加害、見聞きといった何らかの経験がある場合というところで見ると、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否定する」が22%で高くなっているような状況です。

次の22ページをご確認ください。

こちら前のページに続き、何らかの経験別に男女差を見ると、先ほどの「怒鳴ったり、 暴言を吐いて、人格を否定する」については、被害経験が女性は10%と、男性4.3%と 比較して5ポイント高くなっているような状況です。

加害経験で見ると、おおむね男性のほうが多く、「怒鳴ったり、暴言を吐いて、人格を否 定する」については、6%となっている状況です。

隣のページに移りまして、DV被害の相談の有無についてです。こちらは、誰かに「相

談した」が女性が30.4%に対して、男性が10.4%となっております。また、「相談したかったが、相談しなかった」でしたり、「相談しようと思わなかった」をあわせた「相談しなかった」については、女性が48%、男性が61%、男性が女性よりも13ポイント多くなっている状況です。

ページおめくりいただきまして、相談しなかった理由についてですけれども、こちら、 男女とも一番上の「相談するほどのことではないと思った」が高くなっているような状況 です。ただし、こちらについては、男性のほうが割合のほうは高くなっておりまして、女 性が36.7%に対し、男性の46.8%となっている状況です。

隣のページの、DV防止や被害者支援に必要な対策については、男女とも、一番上と2つ目のものが高くなっております。「被害者の安全確保対策を充実させる」でしたり、「被害者のための相談を充実させる」となっております。

次のページに移りまして、性的マイノリティの方への対応についてです。こちらについても、「必要だと思う」は女性で70.4%、男性が58.8%、ポイント差はあるにしても必要だと思うと考えられている方が多いことがわかりました。

隣のページに移りまして、男女共同参画の推進について、各分野の男女の平等観についてですけれども、男性優遇で見ると、政治の場が80%、社会通念、慣習、しきたりなどが76.5%、社会全体として70.2%で7割台と高くなっている状況です。

一方、女性優遇のほうで見ると、いずれも1割未満と低くなっている状況です。

ページをおめくりいただきまして、右側のページ、市の施策・取り組み/男女共同参画 に関する言葉の認知状況についてご説明いたします。

まず、小金井市のこれまでの施策、取り組みについてですけれども、「知っている」はいずれも1割未満と低くなっているような状況です。

では、30ページをおめくりください。男女共同参画にかかわる言葉の認知状況ですけれども、「知っている」は各種ハラスメントで7割以上と高くなっております。また、「知っている」と「聞いたことがある」をあわせた認知で見ると、各種ハラスメントは約9割台、ドメスティックバイオレンスについては89.6%と高くなっております。また、LGBTなどの性的マイノリティについても83.6%と高くなっているような状況です。

隣のページ、男女平等推進センター(仮称)に必要な機能ですけれども、最も高くなっておりますのが、全体で見て「さまざまな活動をしている個人やグループの交流の場があること」という結果となりました。

ページをおめくりいただきまして、33ページをご確認ください。施策の要望についてです。こちらについて、最も高くなっているのが、全体で見て「子育て支援策の充実」と

いう結果となっております。

次に、職員調査の結果も抜粋してご説明させていただきますので、ページをおめくりく ださい。34ページです。

こちらも回答者については、性別は女性 5 4.1%、男性 4 2.9%、そのほかの方が 0.1% という結果になりました。そのほかの方の 0.1% は 1名の方のご回答をいただいております。

では、40ページをおめくりください。男女の役割分担意識についてですけれども、女性の職員は賛成が12.6%、反対が64.6%と反対のほうが多くなっております。

また、男性の職員についても、こちらも市民同様、賛成が14.8%、反対が52.4% と反対のほうが多くなっているような状況です。

下の女性が仕事を持つことについての考えですけれども、一般的に女性が仕事を持つことに対する考えは、男女とも「結婚や出産にかかわりなく、継続して仕事をもつほうがよい」が最も高くなっております。

隣のページ移りまして、女性が仕事を持つほうがよいとする理由についてですけれども、 こちらも男女ともに一番上の「社会とつながりを持つべきだと思うから」が最も高くなっ ております。特に女性では、71.1%で高い傾向が見られます。

次のページおめくりいただきまして、女性は仕事を持たないほうがよいとする理由についてです。こちら、仕事を持たないほうがよいと回答された方にお聞きしております。最も高かった結果が、「仕事と家庭の両立支援が十分ではないと思うから」という結果となっております。

隣のページに移りまして、女性の就労継続のために必要なことについてですけれども、 こちらも男女ともに最も高くなっているのは、「保育施設や学童保育所など、子どもを預け られる環境の整備」という結果となっております。こちらも市民と同じような結果となっ ております。

では、ページを飛んでいただきまして、50ページをお開きください。仕事や職場に関することについてですけれども、希望する役職について。男女ともに「特に昇進したいと思わない」が最も高くなっているような状況です。

隣のページ、上級職を望まない理由ですけれども、女性については、一番上の「魅力を感じない」でしたり、上から4つ目の「家庭との両立が難しい」が43.8%で高くなっております。男性については、圧倒的に一番上の「魅力を感じない」が高くなっているような状況です。

では、55ページをお開きください。各分野の男女の平等観についてですけれども、男

性優遇については、社会通念、慣習、しきたりなどが65.6%、政治の場が62.9%で6割台と高くなっております。一方、女性優遇については、職場が11.7、家庭生活が10.4%、1割台とほかと比べると高くなっているような状況です。

では、57ページ、お開きください。小金井市の施策の取り組みの認知状況についてですけれども、「知っている」は情報誌「かたらい」が36.2%、小金井市第5次男女共同参画行動計画(平成28年度策定)については、31.5%、3割台とほかと比べれば高くなっているような状況です。

では、次のページおめくりください。男女共同参画にかかわる言葉についてですけれども、こちら、「知っている」は各種ハラスメントとドメスティックバイオレンス、82.8%、8割台で高くなっております。また、LGBTなど、新しい言葉についても72.2%、7割台と高い傾向がございます。

では、60ページ、お開きください。施策の要望についてです。こちらについて、市民 同様、子育て支援策が全体で見て高くなっております。55.2%と半数を超える結果とな っており、続いて、「女性が働きやすい環境づくりの促進」も53.0%と5割台と高くな っているような状況です。

最後に、隣のページに移りまして、61ページ、性的マイノリティの方への対応についてです。そちらについても取り組みが進められている自治体も多く見られる中、「必要だと思う」と回答されている女性職員が70.5%、男性については、こちらも「必要だと思う」が最も高くなっていますが、49.9%と女性職員と比較すると少し低くなっておりますが、全体としては高くなっているような結果となります。

駆け足となってしまいましたが、調査結果については以上となります。

【佐藤会長】 ありがとうございました。報告は以上でございます。もう少し詳しく聞きたいという方もいらっしゃるかもしれませんけれども、時間の関係で大事なところだけ報告していただきました。

では、何か意見があればおっしゃってください。何かご意見ありませんか。

私、市民意識調査の男性の回答者数が60歳代以上が44.1%なんですよ。女性が37.5%。これってちょっと回答に影響していると思われるんですけれども。特に20代とか30代は非常に考え方が変わっていると言われますので、もっと詳しく見るならば、年齢別に、例えば20代、30代とか40代と50代、60代以上と3つに分けたあれを見ないと、ちょっと正確なことがわからないんではないかなと思います。市民意識調査のほうに男性というか、子育てでやったほうがいいとかすごく多いような気がするので、ちょっと利これ、全ての男女別だけだと、ちょっと見えてこない部分があると思いますけれども、

事務局は前回の調査はいつ頃でしたか。

【事務局(深草)】 市民意識調査の前回の報告の年代別ですね。

【佐藤会長】 そうです。

【事務局(深草)】 こちらにつきましては、4年前の調査になりますが、全体として60歳以上の方たちは38.8%です。そして、女性が37.9%です。男性が42.1%というような形になっていますので、やはり男性のほうが60代以上の回答者数が多かったという傾向にはございます。

【佐藤会長】 今回、多分44.1%だと思うんですね、60代以上が。女性は4年前と同じなんですけど、男性の60代以上が増えているような気がするので、私の意見としては、全体的にはどうなんだろうかという感じがしました。私の意見は以上ですが、ほかに皆さん、ございませんか。

【浦野委員】 4年前の意識調査と比較して、男女の役割分担の意識が、やはり今回少し変わってきているのかなというのを感じたところです。

【佐藤会長】 次、どうぞ。塩原委員。

【塩原委員】 会長おっしゃるとおり、20代30代の男性の回答が少ないので、60歳以上の男性と二、三十代の男性では大きく異なるではないかという推測はしています。

【佐藤会長】 本川委員、いかがですか。

【本川委員】 どういう年齢別の人数で、2,000人に対して出したのか。年代構成で割合的にきちんと分けた格好で出したのか、全く無作為の抽出なのかというのでも違ってくると思うんですけれど、やはりこれからを担う若い世代の人の意見を多く聞きたいなという気はいつもしています。

【佐藤会長】 若い世代ですね。意見が消えてしまっているものがあるような気がして います。

【松本委員】 今回の結果を聞いて、LGBTなどに関しての関心が皆さん高くなっているかなと感じました。

【佐藤会長】 そうですね。それは私も男女ともにLGBTへの理解や意識が高くなっていると思いました。

【佐藤会長】 濱野委員、いかがですか。

【濱野委員】 確かに60歳代が方の回答が多いんですけれども、市民の年齢構成自体がそんな感じだったりするんですかね。12万人の中の。

【事務局(深草)】 無作為に18歳以上というところで抽出しております。年齢的には それなりにバランスよく2,000人の抽出ということはされているかと思います。 【濱野委員】 逆に思った以上に、若い世代もちゃんと回答しているなと思ったんです。高齢化しているので60歳代がそもそも年齢層が厚いのかなと思うんですけど。それ以上に結構偏りそうなのが、若い人たちの中でも、長いアンケートなので文章読むのが苦手な人とかは捨てちゃうだろうなという感じがします。そういう偏りがむしろあるんじゃないかなとか。文章読んだりするのが得意な人だけが回答したりしているような気はしなくもないですかね。

内容では、5ページの「仕事はもたないほうがよい」がもう絶滅寸前ぐらいまでいないので、かなりそういう、仕事するのが当たり前という社会には100%近くなったのかなと思いました。

【佐藤会長】 その他は何かありましたか。女性が仕事を持つことについての考えの「わからない」というのは、ただわからない以外になぜかということは書いてなかったんでしたか。

【研究委員(櫻井)】 その他の内容については、あんまり偏ったというか、偏りが出て くるような回答は少なかったんですけれども、この部分のその他については、ご自身のご 事情だったり、そういったことを書かれていました。

【佐藤会長】 わかりました。ありがとうございます。

【瀬上委員】 全体的に濱野委員もおっしゃったように、回答している人は比較的男女平等意識が、ある程度ある人じゃないかなと。LGBTへの関心とか、そういうこともある程度理解している方、理解しようとする方が多いのではないかなと感じています。だから、男性の年配、80代以上はちょっとわからないですけど、60代、70代ぐらいだったら男性でも比較的、退職して家事とかもやっている人や、男性でもちょっと時間のある意識の高い人が回答しているのかなという感じはします。女性もほんとうに40代とか、50代の、子育てもしながら仕事もしてという、忙しい人の回答は少ないかなという。家事専業が22.6というのは、一般と、多いのか低いのかわからないんですけど、ちょっと実態よりは多いのかなという気もしないでもないですね。やっぱり専業主婦の方の回答や、時間がない、あるという意味で回答数に影響しているのかなという感じはしますけど。

【佐藤会長】 なるほど。最初から専業主婦じゃなくても、途中でやめて専業主婦になった人というか、仕事をしていたんだけどという人も多いということですね。わかりました。

【川原委員】 私は4年前を知らなかったんですけれども、回収結果で、職員の人でも 全員回答はしてもらえるものではないんだなというところを、やっぱり市民も、うちも多 分これに答えたことがあるんですけども、相当な量なので、回収数がすごく低いのももっ たいないので、オンラインで答えられるとか、何分以内に答えられますとか、そういう別なやり方もこれから考えていかないといけない時代なんじゃないかなと、若い世代から何か意見を請うというふうになると、こういう紙の分厚いものに黙々と書くという時代ではなくなって来ているのかなという気はしました。

【佐藤会長】 スマホとか、そういうことですね。

【川原委員】 そうですね。何分以内に終わりますとか。

【佐藤会長】 なるほど。

【川原委員】 51ページの市の方の上級職を望まない理由が、魅力を感じないというところに、現実はそんな感じなんだなというのを感じました。ほかの会社などでも、今の時代はやはりそういう意見が多いのかなとは思うんですけども。

あと、57ページの男女参画に関する認知状況も、わりと職員の方でも知らないという 回答がこんなにあるんだなというのが、何かちょっと悲しくなりました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

【遠座副会長】 私も審議会としては、特に川原委員が今おっしゃったような、認知度のところですか、市の職員でもやっぱり知らない方がいらっしゃる、非常勤職員さんを含めて、もうちょっと認知度を上げていただきたいというのが1点と、市民のほうに関しても、29ページのところですが、これは答えてくださっている方が、そもそも比較的関心のある層の人が回答をくださって、その中でも知っているという人がこれだけという状況なんだろうなということを考えると、やっぱりこの計画に基づく施策を私たちのほうでも評価しているわけなので、これがそもそもほんとうに知られていないとなるので、そのことが問題ではあるのかなとは感じました。

あとは、先ほどの年齢構成のところは私もちょっとよくわからないんですが、濱野委員がおっしゃったような解釈もあり得るかなとも思いますし、あとは、職員意識調査と比べると、職員のほうは、逆に60代以上がほとんどいない状況だと思うので、年齢、年代別による差異というのが、両者を比べたときに出そうな項目とかがあるのであれば、現状から読み取れるものが何かあるのかどうか。そのためには年代別調査のようなものを将来的にはやる必要があるのかどうか検討されたほうがいいのかなとは思いました。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

【濱野委員】 今、小金井市の統計で見たら、60歳以上人口は26.8%です。

【佐藤会長】 26.8%。

【<u>濱野</u>委員】 赤ちゃんは回答できないので、そう考えると結構いい感じの比率に。回答人口の中では多分こんなもんじゃないかと思います。

【佐藤会長】 なるほど。

【日野委員】 先ほども出ましたけれども、こういうペーパーだと見るのに時間がかかったり、若い方は、やっぱりこの量を見てちょっとうんざりされる方もいるのかなとは思うんです。私も子供が関係で届く通信のアンケートは、必ず何分ぐらいで答えられますというので来るんです。そうすると、こちらもこれぐらいの時間でできるんだったらと、目安がつくので、じゃあ、答えようという気持ちになるので、もっと回答率は上げられるのではないかなと思いました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。どうも意識調査自体、ちょっと転換点に差しかかっているのかなという感じもしないでもないですね。これをもっと詳しく分析をすることは、私はやっぱり必要かなと思います。もうちょっとこれを細かくご覧になって、次回の審議会でも引き続き意見を伺いますので、意見等があれば1月8日水曜日までに事務局へメールで送っていただければと思います。詳しく見る時間はなかったと思いますけれども、お正月にゆっくりご覧になって、もうちょっと詳しい、細かいところを見ていけたらと思います。

それでは、アンケート調査に関してはこれで終わりにしたいと思います。サーベイリサーチセンターの方、どうもありがとうございました。

(2) 男女共同参画施策の推進について

ア 年次報告書(平成30年度実績)に対する評価及び意見について

イ 提言書について

それでは、次回へ引き継ぐことにして、推進状況調査報告書(平成30年度実績)に対する評価及び意見について、各委員から出された意見を参考資料2にまとめています。提言(案)についての意見として、推進状況報告書の全般的な内容について、それから、事業の意見として、評価できる点、検討や改善を求める点、今後の事業評価について、その他について審議をしたいと思います。

ちょっと5分ぐらい、提言書についての意見というのが1枚でございますのでご覧になってください。皆様からいただいたご意見をまとめました。同じものは同じものとして一つにしてございます。ちょっと読みますね。

提言書。

平成30年度実績に対する評価及び報告書について。第5次男女共同参画行動計画の推進について。

まず、事業への意見として、評価できる点。

重点施策に位置づけられているにもかかわらず、前年度は実施が見送られた「人権に関する講演会の開催」が、事業の見直しや東京都の助成金の活用により、多くの参加者を得て実施された事は評価できます。

地域での子育て支援体制の充実に向けての事業では、効果や視点についての記述があり、 そのことにより理解が深まりました。

全体的に面談の対応や実施が工夫され対応がスムーズになってきています。

周知や啓発活動に関しては、ハンドブック、ホームページやリーフレットの活用、そしてリニューアルなど、地道な活動の成果が見られます。

検討や改善を望む点。

平成26、27年度に実施し、既に課題が見つかったものが、引き続き、平成30年度にも同様のことが記載されている事業がありました。今後の課題や推進の方向性について言及をお願いしたい。

担当課の活動に加えて、他課との情報共有、相談窓口の融合、周知方法等、より効果的な連携の検討をお願いしたい。

活動内容周知のために公共の場でのポスター掲示や、高校や大学に対しても周知拡大や強化に努めてください。

男女の参加割合に大きなずれがあった事業や受講者数が極端に少ない事業については、 原因の分析や周知の方法、今後の課題ややり方等を検討してほしい。

(2) 進捗状況調査報告書についての意見。

全体的な意見。

男性限定の講座の実施や活動の工夫が見られ、今後も改善を重ねることを望みます。

「今後の課題や推進の方向性」について、「今後も同様に継続する」といった記述が多く 見られます。すべての事業について、詳細な記述を求めることは難しいとは思いますが、 少なくとも「重点施策」として位置付けられているものなどは、もう少し内容に踏み込ん だ改善策が記述されるように望みます。

全体に記載が具体的になっていますが、数字や目に見える成果だけでなく、男女共同参画を推進できたか、また足りないところは何かという率直な感想も記載し、主催している人々がどのように感じたか、全体的な様子を見て皆に受けているか、そうでないか等を記載し、その上で次年度どのように実施していくかについて記載してほしいと考えます。

4、今後の事業評価について。

自己評価について。

男女共同参画行動計画に、数多くの事業展開が位置づけられていることに敬意を表しま

す。一方で、男女共同参画行動計画における重要度に応じた評価を行うためには、主要事業と関連事業を整理する必要があるのではないでしょうか。現在の重点政策が主要事業として妥当かどうか、本計画にのみ位置づけられている事業がどれくらいあるのかといった点を少しずつ調査・検討していく必要があると思います。

各事業担当課の評価と審議会委員との自己評価のずれが見受けられ、相対的に自己評価が低いのではないかと思われます。再度自己評価の目的や評価基準について改めて周知を図り、よりわかりやすい実績報告となるように努めてください。

これが提言書(案)についての3番と4番です。皆さんからご意見をいただきまして、ありがとうございました。それに基づいてちょっと組み直してみましたのがこちらです。

これについて、ご意見をお願いしたいと思います。それでは、まず浦野委員からご意見をお願いします。

【浦野委員】 前回宿題ということで、家に持ち帰ってまとめられて、とても今回、全体によくできていると思います。私がどういうふうに書いたらいいのかということがわからなかったものも整理されて書かれているので、私はとてもよくできているかなと思います。

【佐藤会長】 本川委員、いかがでしょうか。

【本川委員】 おまとめいただいてありがとうございました。具体的なものを盛り込むのは大変難しいと私は思っておりまして、わりあい全体的に見た形で、各論ではなく、全体で見た形の総論のほうからいって、自分の見方としてはそのようにさせていただいていたので、そういうことも盛り込まれて、大変ありがたいと思いました。ありがとうございます。

【佐藤会長】 何かありませんか。

【本川委員】 最後のところの言葉、「努めてください」というのがちょっと気になって はいるんですけれど。

【佐藤会長】 「努めて」、そうですね。

【本川委員】 「実績報告となるように努めてください」というのが。

【佐藤会長】 「努めてほしい」ですね。

【本川委員】 ちょっと気になるかなという文言でした。

【佐藤会長】 はい。これは「努めてほしい」ですね。

【本川委員】 「希望します」とか。

【佐藤会長】 「なるよう希望します」ですかね。

【本川委員】 あたりがいいのかなとちょっと思ったりしております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

それでは、川原委員、どうでしょうか。

【川原委員】 私はちょっと意見がなかなかできなくて申しわけありません。すごくわかりやすくて、まとまっているなと思いました。

【佐藤会長】 瀬上委員。足りないところがあれば。

【瀬上委員】 全体的な意見として、1ページ目の最後の、「今後の課題や推進の方向について」のこととか、「もう少し内容を踏み込んだ改善策」とか、「率直な感想も記載し」というのが、前よりもその辺のところがわかりやすくなっていると思います。3の(2)のところです。ただ、(1)のほうが、ちょっと(1)の最初にいきなり「人権に関する講演会の開催」とか、検討や改善を望む点で、講座のこと、これは公民館のことなのかなと想像できるんですけど、そういう個別のことが出ているのはちょっと違和感があるんですけど。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

濱野委員、いかがですか。

【濱野委員】 3の(1)のところは「事業への意見として」となっていて、一番上の 丸ぽちは事業に対する意見なんですけど、その後にあるのは評価報告書に対する意見だっ たりするので、何に対しての意見なのかを、「事業への意見として」を削除しちゃったほう がいいかなとは思いました。

【佐藤会長】 「事業への意見として」。

【濱野委員】 「事業への意見として」と書いてあるんですけど、例えば、2番目の丸ぽちの「効果や視点についての記述があって、そのことにより理解が深まった」というのは、これは報告書上の話ですよね、事業そのものについてじゃなくて。報告書についての意見なんですよ。その辺がちょっと整理できたほうがいいのかなと思ったんですけど。事業そのものを評価しているものと、報告書の書き方を評価しているものとが混同しちゃっているんです。

【佐藤会長】 はい。ほかにございませんか。

【濱野委員】 ほかには、すいません。ありません。

【本川委員】 よろしいですか。ちょっと申しそびれたんですけれど、3の(1)の評価できる点というところで、「全体的に面談の対応や実施が工夫され対応がスムーズになってきています」というのは、確かにそうであるんだろうとは思うんですけれど、ここのところですごく気になっていることがあって、裁判などの報道を見て、本来であれば相談すれば、もう少しよかったのにというような背景が、ものすごく厳しい状態で見えてきて

いることが何点かありました。ここ近々で。ですから、その面談とか相談とかいうものに対して、もっと開かれた、もっと取り組みがしやすいような工夫というんですか、そういうものをぜひとも考えてもらいたいし、考えるべきじゃないかなと。男女というより全体的に見てというふうに思って、すごく心が今、痛いというのが現実なんです。ですから、そこら辺を何かもう少し、提言として組み込んでいただくといいのかなと思いながら今、改めて拝見させていただいたんですけれども、皆さんもご意見があればお聞きしたいなというところでございます。

【佐藤会長】 私が意見を言っていいですか。これは全体的な意見なので、いろいろな事業課があるんです。面談や何かを実施している。そのほかの事業課のところで、もちろん企画政策課は男女平等参画に関して相談や他にも実施していますけれども、そのほかの事業課でもそれに関する面談を実施しているかどうかは、ちょっとわからないので、もう少し補足していただいてもよろしいですか。

【本川委員】 この報告書の中で言えば、家庭内のいざこざ、暴力とか、それから親と子とか、それが男女と言えるかどうかはわかりませんけれども、そんな状況に対しての支援というのでしょうか、本人の中ではすごく大きな問題なんです。けれども、それを他の人に言えないというところもあって、そうした人の相談につながるような何かとっかかりのようなものが、もう少し取り組みやすくなるといいのかなと、常日ごろから思っています。でも実際にはどうしていいかわからないということも自分の中ではちょっと葛藤はしているんです。すいません、こういう機会があったので、皆様方にいつの日か課題としていただけるといいかなというところでございます。

【佐藤会長】 わかりました。例えば、子育て面談とか、そういうのはわりとやりやすいと思うんですけれども、それ以外の、例えば、家庭内のDVとか、それに対する面談というのは非常に難しいんですよ。何年もかかりますし、それから、本人も迷っていて行ったり戻ったりする場合もあるようなんです。そういう状況の中で相談や支援していくというのが、面談者の苦労するところだと思うんですけれども、そこまではちょっと事業実施の中では書くのはどうかというところなので、そういうところを何とかするのはとても難しいと思いますけれども、事務局としてはいかがですか。

【事務局(深草)】 確かにおっしゃいますように、これまで新聞やニュースなどでいろいろな事件が報道されております。その中で、もう少しもう一歩踏み込んだ対応ができればというのは確かに悔やまれるところではありまして、非常に悔しいなという思いももっております。そうしたご意見ということで今のご意見は受けとめさせていただけるのかと考えております。そして、事業に対してというところ、この個別な事業の3や4というと

ころよりも、提言書全体のまた別の項目の中で入れられるものがあるかどうかというところを検討していくことも一つかなと考えております。現在、市のほうでも母子・父子自立支援員兼婦人相談員の件で、これまで審議会の委員の皆様にご意見をいただいておりまして、その辺の観点から、どこに入れるのが適切かというところは正副会長ともお話をさせていただき、提言書に入れてる方向で検討していくというのはいかがでしょうか。

【佐藤会長】 検討事項として、こちらのほうでお任せいただければと思います。

【本川委員】 ありがとうございます。俎上に載せていただければ大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

【佐藤会長】 松本委員、いかがですか。

【松本委員】 今回の各論についての意見は出た方も多いですけど、ちょっと今回の総括的なところで意見を出していないという状況ではあるんですけれども、すごくよくまとめられているなと感じました。

細かなところになるんですけれども、3の(1)の今後の改善を望む点の1つ目のところなんですが、「担当課が平成26、27年度に実施し」というところを、ここまで具体的に書くよりは、「過去に実施し」というような書き方にしたほうが、この提言書としてはいいのかなという雰囲気を感じました。

あともう一点、先ほどちょっと面談などのお話も出ていたと思うんですけれども、3の(1)の3つ目の「全体的に面談の対応や」というところが、最初に聞いたときに何の面談だろうとちょっとわかりにくいと感じてしまったところがあったので、例えば、各課相談窓口とか、具体的な名前を出さないにしても、もう少し文言を変えたほうがわかりやすくなるのかなと感じました。

【佐藤会長】 「各課相談窓口の対応や実施や実施が工夫され」ということですね。 ほかにありますか。

【塩原委員】 3番の検討や改善を望む点、丸ぽちの下から2つ目、「活動内容周知のために公共の場でのポスター掲示や」云々というところ、私も自分のところの事業内容を周知徹底することは、とてつもなく難しいということは承知しているんですけど、未だ固定観念が非常に強いです。何をやっているかというと、もう特に若い方に関してはICTしかないです。

【佐藤会長】 ICTですね。

【塩原委員】 例えば、保護者アンケートなんかも、伝統的にはペーパーですけど、それも変えていかないと、学校、会社もそうでしょうけど、発信してスマホで受け取るなんていう時代ですから、そういったところからやれるということが大事かなと。それに関し

て、相当お金がかかると思いますけど、行政側もやっぱり若者や、非常に忙しい方、男女問わず、学生も含めて、やりやすい、そしてわかりやすい。防犯メールなんかはすぐ入ってくるじゃないですか。

【佐藤会長】 そうですね。

【塩原委員】 興味があったらすぐ閲覧できる、データもわかるというところを変えていかないと、なかなか紙ベースだと限界があるのではないかなと、最近自分は思っています。

【佐藤会長】 紙ベースというと。

【塩原委員】 意識調査についてですが、回答された方というのは、とても興味のある 方の回答にもかかわらず、ご存じないということがとても多いわけです。ということはご 回答いただけない方の認知度というのは、それより普通は低いんだろうなと推測されます。 そういったこと改善は必要になってくるんではないかなと思います。

【佐藤会長】 少し新しい時代を見据えて提言をしていくということですね。その若い 人たちには紙ベース以外にも、もっとパソコンを使って広めていくということですね。

【塩原委員】 委員の皆さんが言っているとおり、今の若い方は、膨大な紙の文章だと 読むことが大変と感じるようですが、インターネットだったら読めるようですね。

【佐藤会長】 そういうところはちょっと考えてほしいということですね。何かほかに ございませんか。

【濱野委員】 すいません、細かいことなんですけど、3の(2)は「進捗状況調査報告書」じゃなくて「推進状況調査報告書」なので、「進捗」を「推進」に直したほうがいいと思います。

次に、括弧で「全体的な意見」となっているんですけど、ここが、1個目の丸ぽちが上と合わせると、「評価できる点」の記載になっているので、「全体的な意見」を「評価できる点」に変えて、その次の丸ぽちの前に、括弧の「検討や改善を望む点」と入れると、上の(1)の記載とぴったり合うと思うので、書式が大分見やすくなるんじゃないかと思いますので、ご検討ください。

【佐藤会長】 そう、次第もそうなっているので。

【濱野委員】 ただ、原本を見ると、「推進」と書いてある。この緑色のやつですよね、 多分。緑色の冊子だと思うんですが。

【佐藤会長】 そうです。

【濱野委員】 「推進」が多分、正しいんじゃないかなと思います。

【佐藤会長】 日野委員、いかがですか。

【日野委員】 先ほどの本川委員から出たところで、文章、ちょっと細かいところなんですけど、3番目の検討や改善を望む点で、上から3つ目の丸ぽちの最後、「周知拡大や強化に努めてください」を、これも「努めてほしい」のほうが改善を望むという点では伝わるのかなと思いました。

あと、これはまた同じところなんですけれども、男女共同参画というものの周知が、検討や改善を望む点の丸ぽちの3つ目で、「高校や大学に対しても」とあるんですけれども、これは子供に対してということだと思うんですが、高校と大学限定になってしまうのか、それともこういうことを知ってもらうということは小学校とか中学生には早い内容なんでしょうか。もしそうでなければ、もっと広義の意味で学校に対してというのでもいいのかなと思ったんですけれども、何かこういうのを小学生とかが知っておいてもいいのではないかなと。男女共同参画とか、そういう認識というのは。

【佐藤会長】 それは国でそういった時間を設けているんじゃないでしょうか。小学校、中学校では、何かそういう時間はありますか。

【塩原委員】 ありますので、問題はありません。

【佐藤会長】 問題はないですね。高校や大学は多分、高校もあったと思うんですけど、 大学はない。大学によっていろいろで、私も元は大学にいたんですけど、男女共同参画は あまり聞いたことがなかったですね。もちろんセクハラとか、そういう個人情報とかとい うのは大学はすごく敏感ですからありますけれども、むしろ高校や大学に促していくとい うのが必要かなとは思われます。

【日野委員】 そういう意味で重点的にということですか。

【佐藤会長】 はい。だから、小学校、中学校は、各校がどのようにやられているかは 私も把握していません。けれども、そういう時間があるということですね。でも小学校低 学年ではまだ男女共同参画という言葉を言っても難しいかもしれません。

【日野委員】 言葉としての認識で、小学生の子どもがいますが、たまたま小金井市の歴史みたいなのを見ているときに、男女共同参画は何年にできたとかというのを急に言い出して、あ、そういう何か意識をしているのかなと思いました。年表を見て、その言葉を知って、じゃあ、これはどういう意味なんだろうというのを早目に知っておいてもいいのかなとちょっと思ったんです。

【川原委員】 私も小学生の子どもがいますが、やはりこの男女共同参画は、大人になって知って、会社に入ってから言い出しても少し遅い気がしています。女子だけ家庭科とかではないし、制服も中学校でも女の子がズボンを選ぶとかいう時代になっているので、より小さいころから男女の差別をなくしていくという意識づけとして大事なのかなと思い

ます。差別をなくしていくというところで考えると、LGBTも今、子ども向けの番組でもふれていたり、性差を感じるのが小学生から気がついたという子も結構いたりするので、そういう小さいころから今はいろいろ知っておいたほうがいいのかなと思います。

【佐藤会長】 なるほど。そうすると、ここを小学校から中学、高校や大学というふうに、学生というか、生徒、学生ですか。

【川原委員】 そうですね。

【佐藤会長】 生徒、学生に対しても周知拡大や強化に努めていきたいというふうになりますか。

【遠座副会長】 あるいは小中学校はもちろんみたいな表現もありますね。

【佐藤会長】 そうですね。小中学校はもちろん、高校や大学に対しても周知拡大や強化に努めてほしいということですね。その方法としては、SNSを使ったりとか、そういうことを書けばいいということですね。

【事務局(深草)】 ここのところの周知拡大というところで、SNSなども利用しながらという表現ではいかがですか。

【佐藤会長】 そこを入れたり、別に分けて、周知拡大の方法について、もっとICT を利用してほしいとかというふうに書いたほうがいいかもしれませんね。

【日野委員】 小学生だとSNSを使わせてない家庭もあるので、逆にアナログでもいいのかなとちょっと思ったんですけど。

【佐藤会長】 じゃあ、そうすると、別に段落を分けたりして、若い人たちにはICTを活用して、周知拡大に努めるというふうに言ったほうがいいですね。何かほかにございますか。

【瀬上委員】 4番の今後の事業評価についての自己評価についてで、上の「男女共同 参画行動計画に」、これが6行にわたってなんですけど、ちょっと長いというか、もうちょっと整理した書き方でいいのではないかと思いまして、特に「本計画にのみ位置づけられている事業がどれくらいあるのか」というのは、これはどういう内容でしょうか。

【遠座副会長】 これは私が出した意見です。例えば母子父子自立支援員兼婦人相談員の件がこれまで審議されてきたと思うんですが、これはこちらの計画にしかないということが分かったので、そういうことがほかの事業でもあるかもしれないし、そういうことについて、担当課がわかるようにしていくことも今後考えていく必要があるんではないかなと思っています。今回はそういう事例が具体的にはあったのですが、そういった調査が行われていないので、これはどこがメーンになってやっているものなのか、この計画以外に位置づいていなくて、ここ以外に話し合う場が他にあるのかないのかがわかれば取りこぼ

すことはないかなということの意見です。

【佐藤会長】 自己評価について、1行目の「ことに敬意を表します」は取ってもいいと思うんですよ。「敬意を表します」というのはなくてもいいと思いますけど、「一方で」というところまでを取って、「男女共同参画行動計画における重要度に応じた評価を行うためには、主要事業と関連事業を整理する必要があるのではないでしょうか」、これが重要なんですよね。「現在の重点政策が主要事業として妥当かどうか、本計画にのみ位置づけられている事業がどれくらいあるのか、といった点を少しずつ調査・検討していく必要があると思います」というのは、この男女共同参画の行動計画でしか規定されていないものなのか、それともほかの課の計画にも載っていて、男女共同参画にも関連があるからこっちの計画にも入れておこうかということなのか、そういうことだと思うんです。それでよろしいですよね。

【遠座副会長】 そうですね。

【佐藤会長】 だから、そこら辺をちょっとうまく文章に書けばいいのかなと。

【川原委員】 でも、先ほどの取りこぼしのないようにや、漏れがないようにのような 書き方のほうがわかりやすいかもしれないですね。

【遠座副会長】 あるいは見送られちゃった事業とかもありましたよね。重点になっているんだけど、実際に実施されずということが起きたことがあったので、そういうのはもともと、やっぱり重要と言っているからにはやらないと、重要だから当然やるものであるし、何かそこのところの決め方がいろいろ問題があるのかなと感じています。やはり重要だからこれをやるという発想でやらないと、これを後から一応重要なものに位置づけようかという決め方よりも、重要なことだからしっかりやっていくというふうに重点施策については位置づけたほうがいいと思うんですが。

【佐藤会長】 確かパンフレットを配っているだけの事業というのがありましたよね。 あれは、評価なんてできないんです。枚数は変わってないんだから。そういうふうに何課 でもこれを配っていますよというのは、うちの課でも男女共同参画施策には参加していま すよという程度のものだから、それは評価なんかしなくて、これは関連事業ですというふ うに主要事業と分けてもいいんじゃないかと思います。それは評価はできないけれども、 毎年同じようなことをやっているという、そういうくくりでいいんじゃないかなとは考え たんですね。

そうしないと、非常に事業数が多過ぎるんです。だから、もうちょっとはっきり分けて、 それを整理していく必要があるんじゃないかなということはありますので、「主要事業と 関連事業を整理する必要があるのではないでしょうか」までは生かして、現在の重点政策 というか、そこをもうちょっと考えたほうがいいかもしれませんね。こちらは事務局と会 長、副会長とでちょっと話し合って、また案を出させていただければと思いますので。

【事務局(深草)】 こちらの「現在の重点政策が主要事業として妥当かどうか」というところですが、現在の計画の位置づけの中で考えていくということでしょうか。それとも次の第6次の計画に向けてというようなところも視野に入れてというご意見でしょうか。

【遠座副会長】 そうですね。私としてはこの意見はそういうつもりで出しました。

【事務局(深草)】 そうしましたら、現在はこうですが、今後はというような書き方のほうがわかりやすいでしょうか。

【遠座副会長】 そうですね。

【事務局(深草)】 ちょっとこちらの表現については、またご相談をさせていただきたいと思います。

【佐藤会長】 それでは、事務局と正副会長に案について任せていただいて。

【事務局(深草)】 確認ですが、4の2番目の丸ぽちのところは、これについてはどのようなご意見となりましたか。

【佐藤会長】 これは「実績報告となるように希望します」とか、「なるよう希望します」 という。

【事務局(深草)】 「なるよう希望します」、ここの最後の言葉だけを変更すれば、ここはそのままでよろしいでしょうか。

【佐藤会長】 大丈夫だと思います。それで自己評価が低いというのはありますから。

【事務局(深草)】 それで、相対的に各事業課の自己評価が低いということを入れさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

【佐藤会長】 そうですね。それでは、次回の審議会に向けて、またこちらで検討いた しますので、来年までお待ちください。

3の(1)の評価できる点の1と2については、ちょっともう一回考えてみますので。

【事務局(深草)】 3の(1)の評価できる点についてですね。

【佐藤会長】 はい。1ですね。これをここに持ってくるかどうかということも含めて。

【事務局(深草)】 この1番目の丸ぽちのところですね。

【佐藤会長】 はい。それから、2番目のところももう少し文章を考えてみようと思いますので。

【濱野委員】 会長、すいません。この全体の書き方についてちょっと意見ですか。

【佐藤会長】 はい、どうぞ。

【濱野委員】 まず、この全体像として、1番から6番になっていると思うんですけど、

私たちのこれは出す提言だと思うんですけど、3番が緑の冊子に対するメーンの部分になると思うんですよね。今、4番、今後の事業評価についてとなっているんですけど、これもこの緑の冊子に対してのことじゃないですか。

【佐藤会長】 そうです。

【濱野委員】 だから、これは4番にするんじゃなくて、(3)になるほうが全体の構成としては多分いいと思うんです。それで、その後ろ、(仮称)男女平等推進センターを4にして、終わりにを5にする。あとはこの(1)と(2)と(3)という分け方が、(1)は内容に関することだと思うんですよね。実際の事業がどんなふうだったかという。(2)はこの文章からすると、報告書の書き方に関することだと思うんですね。要は書式とかを整理したほうがいいかなと。

【佐藤会長】 いや、これは審議の経過だから、書き方というより、こういうふうな内容を審議しましたという経過なんです。だから、書き方ではないですね。

【濱野委員】 審議の経過は2番ですよね。

【佐藤会長】 2番です。

【濱野委員】 大項目の2番で。

【佐藤会長】 そうです。

【濱野委員】 なので、じゃあ、3番の(1)と(2)の違いは何ですか。

【佐藤会長】 まず、評価できる点と、それから、検討や改善を望む点を受けて、全体的な意見というか、これは(1)は計画ですよね。計画の推進について。だから、評価を書いたあれについての評価できる点と検討や改善を望む点と。(2)が最終的な報告書が出てきましたよね、緑色の。

【濱野委員】 あ、そういうことなんですね。

【佐藤会長】 そういうことなんです。

【濱野委員】 計画と報告なんですね。

【佐藤会長】 そうなんです。だから、その辺が違ってはいるので、違うものかなと思いますけど、全体的な意見としてというか、報告書として見たときにどうかということを考えていただいたんだと思うんですね。

それで、この4の今後の事業評価については、(3)に変更しても大丈夫ですか。

【事務局(深草)】 はい。こちらは(3)にしていただいて。

【佐藤会長】 そうすると、つながりますよね。

【濱野委員】 そうですね。そうすると、(1)は、第5次男女共同参画行動計画についてのほうがいいかもしれないですね。

【佐藤会長】 行動計画について。

【濱野委員】 これは計画についてで、そうすれば、計画と報告なんだなというふうに、多分わかる気がします。そうすると、例えば(1)の2つ目の丸ぽちとかは、明らかに(2)のほうに行くわけですよね。そのことにより理解が深まるというのは、報告書を見てのことですよね、きっと。

【佐藤会長】 ああ、なるほど。

【濱野委員】 そうですよね。その観点からだったら確かに区分けできるかなと思います。

【佐藤会長】 それでは、今後の事業評価についてを(3)にして、それで、今度、男女平等推進センターのあり方が4で、5が終わりにとなりますので、それでよろしいでしょうか。それで、あとはちょっと検討させていただきますので。

【遠座副会長】 この3の(2)の一番上に挙がっている「男性限定の講座の実施や活動の工夫が見られ、今後も改善を重ねることを望みます」は、こちらで言うと(1)に入るんですかね。どちらかというとそんな感じですよね。

【濱野委員】 そうですね。計画についてですよね。

【佐藤会長】 そうですね。

【事務局(深草)】 そうしますと、この(2)の、先ほどの男性の講座の実施については、評価できる点と改善を望む点のどちらに入れたほうがよろしいでしょうか。

【佐藤会長】 評価できる点ですよね。

【事務局(深草)】 評価できる点、上のほうに書くということでよろしいですか。

【遠座副会長】 そうですね。

【佐藤会長】 そうですね。「今後も改善を重ねることを望みます」だから、検討や改善を望む点ではなくて、評価しているから、もっと頑張ってよという感じで。

【遠座副会長】 そうですね。

【川原委員】 よりよくみたいな意味合いでしょうか。

【遠座副会長】 あるいは、「工夫が見られます」で1回切ってしまって、列挙したものの最後に、「上記のような工夫や改善を今後も重ねることを望みます」と全てにかけて言うかですね。

【佐藤会長】 「男性限定の講座の実施や活動の工夫が見られます」でいいと思うんですよね。評価できると。今後も改善を重ねるは、これは全体的に「今後も改善を重ねることを望みます」と言ってもいいかもしれません。この(2)の全体的な意見のところに。

【事務局(深草)】 意見としての後に入れるということですね。

【佐藤会長】 今後も改善を、「上記のさまざまな工夫の改善を重ねることを望みます」 とか。

【事務局(深草)】 そうしますと、(2)で、先ほど、全体的な意見の中で「評価できる点」と、あと「検討や改善を望む点」というふうに2つに分けられましたが、その中の「評価できる点」の部分、全体的な意見の中の「評価できる点」というところがなくなるので、全体的な意見の中で「検討や改善を望む点」というところはなしということでよろしいでしょうか。ちょっと先ほどそういったご意見が出ましたが。

【遠座副会長】 そうなるかと思います。

【佐藤会長】 そうなるかと思います。

【事務局(深草)】 わかりました。

【濱野委員】 報告書の評価できる点もあると思うので、何か送ります。

【佐藤会長】 送ってください。では事務局へ送ってもらえますか。ほかに何かございませんか。

(3)(仮称)男女平等推進センターのあり方について

【佐藤会長】 それでしたら、次に、(仮称) 男女平等推進センターのあり方です。事務 局から説明をお願いいたします。

【事務局(深草)】 参考資料2の一番最後のところですが、(仮称)男女平等推進センターのあり方について、案ということで、以前、提出させていただいた資料について修正をしたものを添付いたしました。

まず、前回と変更したところについては、1番、(仮称) 男女平等推進センターの位置づけについては、こちらはいろいろ条例などを書いておりましたが、そういったところを削りまして、センターの位置づけについて、センターに関連する部分についてまとめて記載をいたしました。

そして、2のあり方についてです。あり方につきましては、最初にあり方というところを書いて、項目を立ててありましたが、(1)といたしまして、計画などから「人権尊重とワーク・ライフ・バランスへの周知を図り、理解を促進するため、男女共同参画を推進する環境整備が不可欠です」という、こちらをセンターのあり方の基本というところで計画に沿ってまとめました。

そして、その中で、①として、環境整備として目指すべき姿という表現に変えまして、 そして、委員の皆様からのご意見から幅広い世代や多様な方々がご利用できるようなとい う表現に変えております。 こちらの①の下から3行目のところですけれども、「多くの方に利用していただけるよう」というところで、この中にさまざまな世代や性別にかかわりなくご利用いただけるような機能というところのご意見もありましたことから、このような表現とさせていただいております。

そして、②の相談機能の充実についてです。センターの相談機能につきましては、相談にいらっしゃる方が安心して相談できるような機能ということについてのご意見をいただきました。また、相談を受ける側のこういった体制づくりについてのご意見もありましたので、安心して相談を受けることができる体制がある中でということを含めて、「担い手」という表現に変更いたしました。

③につきましては、利用者間の交流や連携ということで、事業を推進していくための仕組みづくりとして、さまざまな団体の方もご利用いただけるような機能というところをまとめさせていただきました。

そして、裏面の(2)についてですが、委員からご意見いただきました、やはり相談機能を一番上にということでしたので、並び順を変えまして、アとして相談業務を一番上に、こちらのセンターの機能として位置づけをさせていただきました。

説明は以上です。

【佐藤会長】 特に機能の相談業務を一番最初に持ってきたことによって、男女平等推進センターの位置づけというのがはっきりしてきたように思います。皆様からご意見をいただき、審議をしていきたいと思います。

【濱野委員】 すごくいいと思うんですけど、(2)のところに、いろんな表記の団体が出てきていて、ボランティア団体という表現と、地域団体というのと、単に団体というのと、男女共同参画関係団体というのが4種類ぐらい出てきちゃっているので、これを少し整理したほうがいいのかなと思います。例えば、ボランティア団体というのと地域活動団体というのは同じ意味で使われているのかなと思うので。

【佐藤会長】 そうですね。そこら辺、すごく難しいと思うんですけれども、全てのボランティア団体や地域団体が男女共同参画に基づいてやっているわけではないので、いろいろな団体があることはあるとは思いますが、そういう団体の方々全体に広げていくということですね。

【濱野委員】 そうですね。そこが一番重要ですね。だから、男女共同参画団体だけなのか、ほかの団体も何でも使っていいのかということですね。

【佐藤会長】 そうですね。

【事務局(深草)】 こちらのセンターの位置づけというところに関することと思います。

センターにつきましては、2の(1)の①のところで、多くの方に利用していただけるような、また、気軽に利用しやすいデザインといったようといったご意見があり、皆さんに男女共同参画を知っていただくための場所という位置づけも他の自治体の例などからもありました。そういったところで、男女共同参画に関係する団体以外の方にもご利用いただいて、利用を通して男女共同参画を知っていただくという効果も期待ができるということとなるかと思います。

【濱野委員】 そうですね。まず、ウのタイトルに男女共同参画関係団体が入ってないとだめだと思うんですよね。それが一番重要なので。ボランティア団体というのは、普通は地域活動団体に含まれるので、なので、ウのタイトルは「男女共同参画関係団体や地域活動団体」にして、「活動」を中に入れて、ウの③と④は、「団体」と言ったら両方含むのでこのままでいいと思うんです。エのほうは、そうすると②がウのタイトルと合うので、そのままでいいですかね。だから、ウのタイトルだけ変えればいいんじゃないですかね。そうすると、これが大分統一されると思うので。

【佐藤会長】 つまり地域活動団体で、多分ボランティア団体は地域活動団体の中に入れる方もいるかもしれないけれども、ちょっと別ではないかと思っている方もいらっしゃる方もいると思うので、地域活動団体の中に括弧してボランティア団体も含むというふうに入れたほうがもっとわかりやすいかなという感じがするんですけれども、いかがでしょう。

【事務局(深草)】 たしかボランティア団体のところは、いろいろご意見を以前のときいただいたと思います。

【濱野委員】 そうですね。

【事務局(深草)】 括弧に入れていいのかどうかというところですね。

【佐藤会長】 ちょっと整理したほうがいいかもしれませんね。

【濱野委員】 ただ、確かにボランティア団体で地域活動しない団体もあると思うんです。でも、男女共同参画の関係団体でもなくて、小金井市にも関係ない団体だったら使わせる必要なくないですか。

【佐藤会長】 例えばどういう団体ですかね。

【濱野委員】 わからないですけれども、何か。

【事務局(深草)】 ほかの自治体で活動されていらっしゃる団体とかでしょうか。

【濱野委員】 だったら、ほかの男女共同参画に関係ある団体だったらいいんですけれ ども、ほかの自治体の関係のない団体だったら優先順位が落ちるし。

【佐藤会長】 広域的に活動している団体などはどうですかね。

【川原委員】 何か基本市民が使う前提になっているよね。

【佐藤会長】 広域的に活動している団体に参加している小金井市民がいたとしらたら、 可能かどうかということなんですよね。

【濱野委員】 例えば何とか募金みたいな団体が来たとすると、小金井にも関係なくて、 男女共同参画にも関係なかったら、別にここでカバーしてあげる必要はないんじゃないで すかね。

【日野委員】 いいですか。

【佐藤会長】 日野委員、どうぞ。

【日野委員】 ここを利用するに当たって、何か会員証とかいうのを提示しないと利用できないとかいうシステムとか、要するに登録制のようにして、一応センターに認められてから、利用していいですよとかいう、誰でも利用できるというのではなくて。まずワンクッション審査を受けてから利用できるとかいうシステムになれればいいのかなと思うんですけれども。すぐに利用してオーケーですというふうにすると間口が広過ぎちゃうので。誰か審査する方とか、公民館とかも団体でカードを提示して、どういう利用目的かとかいう、公民館でもそういうのがあるぐらいなので、やっぱりこういうところになると、そういう審査的なものを受けて団体カードとかいうのをつくったりとか、そういう手順を踏んでから、誰でも簡単に利用できるだけの文言ではないほうがいいのか、そこまでのシステムを考えていらっしゃるのかはちょっとわからないんですけれども。

【佐藤会長】 そうですね。そうすると考えたほうがいいかもしれないですね。こういう誰でも利用できる会議場とかいうことついては非常に難しいんですよね。例えば他の人に迷惑をかけるような行為をする場合には貸さないとかいうのがありますよね。団体についての議論もあって、確かに公民館はカードを利用して登録するというのがありますけれども、どうなんでしょう、男女平等推進センターというのはそういう登録が必要なんでしょうか。

【事務局(深草)】 市の公共施設としての利用基準というところになってくるのかと思います。その中でどのような利用基準で運用していくのかというところは、実際にそういった施設へどんな形でかかわっていくのかはまだこれからになっていくので。今回この場であり方を審議していただく内容にしてはちょっと具体的な部分かなと思います。確かに、そういった利用に関してどのようにしていくのかというところは全体を見ながら検討が必要なこととは思います。

今回、こちらの提言書に載せるセンターのあり方というか、審議会としてどのようなセンターのあり方が必要なのかというところよりもう少し先のところでの議論ということに

なるのかなと感じたんですけれども、いかがでしょうか。ちょっと直接お答えできるよう なものがないので、申し訳ありません。

【佐藤会長】 どこまで審議するかについてですが、ここで議論の結論を出すのは難しいかなと思います。とりあえずは(2)のウの「ボランティア団体」を「地域活動団体」で、括弧してボランティア団体を入れるかどうかというとまた別ですけれども、の支援というところを変えるというところだけで変えていただくのがいいかなという感じはします。そこをどういう使い方、利用の仕方をするかというのは、また今後のことになるかなという感じがしますね。

【事務局(深草)】 あくまで男女共同参画に関連する団体だけではないというところで、 それでこういった「地域団体」や「ボランティア団体」という言葉が入ってきているとい うことで。

【佐藤会長】 そうですね。

【濱野委員】 そうすると、「(ボランティア団体など)」にしたほうが多分いいです。

【佐藤会長】 なるほど。「(ボランティア団体など)」ね。

【事務局(深草)】 ボランティア団体は括弧でくくりますか。

【濱野委員】 そうですね。会長の今の案に沿って、「地域活動団体(ボランティア団体など)」。「など」をいれないと、それしか使えないのかと思われちゃうので、多分。

【佐藤会長】 そんなところでよろしいですかね。

【濱野委員】 はい。

【川原委員】 いいですか。

【佐藤会長】 どうぞ。

【川原委員】 細かいことなんですけれども、(2)の(仮称)男女平等推進センターの上の、「情報提供等を行うため仕組みづくりに取組ことが重要です」という部分の「取組」って、何か振り仮名とか。

【佐藤会長】 ああ、両方ありますね。

【川原委員】 取り組む、いろいろ書き方はあると思うんですが。

【遠座副会長】 この場合は「む」が入りそうですよね。

【川原委員】 「む」が入りそうでしょうか。

【佐藤会長】 「取り組む」、それから「取組む」と2つあるんですけれども。

【川原委員】 「り」が入るパターンと入らないパターンとあるんですよね。

【佐藤会長】 「取り組む」にしちたら「む」が入る方になりますか。

【川原委員】 そうですね。

【事務局(深草)】 ちょっとこちらは確認をさせていただきます。取り組むことということなので、「取組」は、名詞として使われている場合は、振り仮名を使わないので。

【川原委員】 ああ、要らないんですね。

【事務局(深草)】 ですが、以前このように答えさせていただいたことがあったかと思うんですけれども、やはり読みにくいということであれば、審議会としの提言なので公文書の基準とするかどうかだと思います。

【佐藤会長】 「む」を入れていただいたほうが。

【事務局(深草)】 わかりにくいようでしたら、そこは提言書ということで調整させていただきたいと思います。

【佐藤会長】 お願いいたします。

【日野委員】 すいません、いいですか。

【佐藤会長】 どうぞ。

【日野委員】 (2)のイの学習や情報の収集及び提供なんですけれども、これ、「学習」という言葉をつけちゃうと、よく学習という意味がぱっとしないというか、何となくわかりづらいんですよ。「情報の収集及び提供」のほうがわかりやすくないですか。学習というと勉強することというイメージで、①の「男女共同参画関連図書や資料収集による情報提供」と、ここも情報提供と出ているし、2番目の講座・講演会・イベントというのも情報の収集及び提供になるかと思うんです。学習というのとはちょっとどうかなと。

【佐藤会長】 でも、講座で学習しませんか。

【日野委員】 学習という言葉について。

【佐藤会長】 知らないことを講座で学習するということはあると思うんですけれども。 講座というのは非常に意味合いが広くて、講座による情報提供って何だと思われますか。 そういう講座もあると思うんです。例えばLGBTを知ろうというのはむしろ学習だし、 それから、LGBTの最近の動向といったら、それは情報収集だし、何かそんな感じにな るので、講座とか講演会があると、講演会って情報収集もあるかもしれないけれども、で も学習するという側面もあるので、学習や情報の収集及び提供などとして、「学習・情報の 収集及び提供」か「学習や情報収集及び提供」でしょうか。

【事務局(深草)】 そうしますと、イの①、②の順番を変えたて、先に情報提供や資料の収集というのが、イですと最初は学習と来ているので、①に情報と来てしまっているので、①と②を入れかえたらいかがでしょうか。

【佐藤会長】 そのほうがいいかもしれませんね。

【日野委員】 これを逆にした方がまだわかりやすいですね。

【佐藤会長】 では、それを変えましょう。

【瀬上委員】 すいません。

【佐藤会長】 瀬上委員。

【瀬上委員】 エは必要ないんではないかなというか、ウとあまり変わりないような感じがしまして、ほとんど同じことを言っているのではないかなという気がするんですけれども。

【佐藤会長】 これはどこにも入っていないような気がするんですよね、上の中には。

【瀬上委員】 展示コーナーによるがありますが。

【佐藤会長】 展示コーナーのことを言っているので。

【瀬上委員】 情報提供に入るんじゃないかなという。

【濱野委員】 エは場所の提供なんですかね。

【佐藤会長】 展示コーナーがあるといいと思うんですよね。

【瀬上委員】 ああ、展示コーナーですね。

【佐藤会長】 だから、活動場所の提供ですから、提案共同事業やグループ活動場所の 提供というよりは、むしろ展示コーナー等による情報交換場所の提供とか、そういうほう がいいかもしれませんね。

【濱野委員】 エは会議室を貸してくれるみたいな意味かと思ったんですけれども。ウ は事務局の人が何かちょっと支援してくれるみたいな話かと思いますが。

【佐藤会長】 ああ、場所貸しね。

【濱野委員】 はい。そのことかなと私は解釈したんですが。

【佐藤会長】 場所を貸すこともあるということですね。

【濱野委員】 会議室みたいなのも多分あるんですよね。

【事務局(深草)】 必要であればというか、審議会の委員の皆様のほうでそういったものをというご意見になってくると思います。

【佐藤会長】 講座とかを開くと、場所が会議室になるんじゃないですかね。30人とか40人の講座だったら。

【濱野委員】 展示しているところは、要は誰でも入れるコミュニティースペースみたいな場所でやって。

【佐藤会長】 そうです、展示コーナーは。

【濱野委員】 それは提供するもので、会議室は貸すものみたいな感じで、ウは人が何かやってくれるみたいな感じで。それ以外も入っていますけれども。

【川原委員】 いいですか。

【佐藤会長】 はい。

【川原委員】 これは先ほど会長がおっしゃっていた展示をしてもいいよというコーナーがつくられるという意味合いなんですよね。

【佐藤会長】 そういうふうな展示コーナーが必要だなと。

【川原委員】 それは、いわゆる今、市内にいろいろ市民掲示板とか市の掲示板とかに あるような、例えば自主講座をつくるから、そのチラシを張れるとかでしょうか。

【佐藤会長】 そうです。自主講座のチラシとか、こういうグループがありますよという募集という。

【川原委員】 市民がそういういろんなサークルをやっていますみたいなチラシを張れるような場所。

【佐藤会長】 はい。勝手にじゃないですけれども、でも、そこに張れるような。

【川原委員】 あったほうがいい気がしますね。

【佐藤会長】 だから来た人はいつでも見られるという。

【川原委員】 そこでいろんな情報を得られるということですよね。

【佐藤会長】 そうですね。そういうふうに思っていたんですけれども。いかがでしょうか。

【松本委員】 よろしいですか。

【佐藤会長】 どうぞ。

【松本委員】 すいません。裏のページの(2)のアの①女性カウンセラーによる相談というところなんですけれども、ここの男女平等推進センターのあり方としては、市民センターの役割も含むものの、女性に寄り添った感じでというところで、女性が相談しやすくという意味で女性カウンセラーということにしていくという理解なのか、実際は女性の問題とか、女性の方が相談に来られる方が多いと思うんですけれども、そこはあえて女性と決めてしまっていいのかというところと、表の2の(1)の②のところも「女性等の悩みに寄り添った」という書き方をされているので、さまざまな悩みを抱える人プラス女性ならではのということで使っているのか、そこがちょっとどうかなと、何かもっとより広く、ここであまり区別をつけずにということも。

【佐藤会長】 それはより広くといいますと、男性の相談者もいいし、それからLGB Tでも、とにかく誰でも男女共同参画に関する相談を対象にしていくということですね。

【松本委員】 そうすると、この女性カウンセラーという言い方がちょっと。

【瀬上委員】 そうですよね。実は私もそこはちょっとどうかなと思って、こんなに具体的に書く必要がこの時点であるかなというのもあり、誰でも相談しやすい方に当然カウ

ンセラーに入ってもらうし、女性カウンセラーの方も、そもそも何名カウンセラーが入るかわからない段階で、男性も女性もありなのかもしれないですし、相談者に合わせていい方にやってもらうというのが一番いい体制かなと思うので、何か今の時点で女性カウンセラーというのを指定する必要はどうなのかなというのはあったんですけれども。現状として女性カウンセラーのケースが多いような気はするんですけれども、男性カウンセラーが今どれぐらいご活躍されているのかとかもちょっとよくわからないので。

【佐藤会長】 児童虐待の場合だったら男性カウンセラーとかも結構多いようです。けれどDVとなった場合に、妻にDVされましたという人はやはりまだ少ないので、やはり女性カウンセラーによる相談が多いのかなという感じはしますけれどもね。ただ、ここに書いていいかどうかは。

【松本委員】 男女平等推進センターという名称なので、そこをあえて限定してしまうのもというところがちょっと気になります。

【佐藤会長】 これ、専門相談員は何人ぐらい置く予定? わからないですかね。

【事務局(深草)】 現状では、女性の専門相談員1人で対応しておりますので。もしご 意見として必要ないということでしたら、あえてここには書かずにということでしょうか。

【佐藤会長】 そうですね。これはちょっととりやめていただいたほうがいいかもしれないですね。あと、ございませんでしょうか。

【松本委員】 すいません。今の相談についてよろしいですか。

【佐藤会長】 はい。

【松本委員】 専門相談員による相談というのは、特に混乱はないんですかね。相談員による対応という意味合いだとは思うんですけれども。

【佐藤会長】 専門相談員によるというと。

【松本委員】 相談員による相談であってもいいんですけれども。すいません。細かな ことなんですけれども。相談員という、でも間違ってはいないんですよね。

【川原委員】 この①の専門相談員による相談というのと、②の相談員による相談というのは予約が必要か、そうでないちょっと雑談的な相談なのかというのがよくわかりにくい気がしています。

【佐藤会長】 予約制というのは専門員の相談ですけれども、相談員による相談というのは、資格は持っていないけれども相談員という立場で、悩み事があったらどうしたんですかとか聞くことができるということで、予約は要らないと思ったんですけれども。

【事務局(深草)】 現在も、相談したいときにいつでも相談を受けられる体制があるので分けています。

【川原委員】 この専門相談員というのと、②の相談員というのは、要はレベルが違うから①に専門とつけているということなんですか。

【佐藤会長】 そうですね。

【日野委員】 細かいんですけれども、これは「相談員による相談」じゃなくて、「相談員への相談」じゃないんですか、日本語として。何か相談員が相談しちゃっているような感じに見受けられるんですけれども。

【佐藤会長】 「相談員による」だと「対応」かもしれませんね、さっき松本委員がおっしゃったように。

【日野委員】 あるいはどうなんでしょう。カウンセリングとかならいいんですかね。

【佐藤会長】 専門相談員によるカウンセリング。そちらのほうがいいかもしれないですね。

【日野委員】 そうですね。そっちのほうがわかりやすいですね。

【佐藤会長】 専門相談員によるカウンセリング、そのほうがいいでしょうね。その下は相談員による相談でいいですか。相談員による対応ですかね。対応じゃ、ちょっとどうかな。相談員による。

【川原委員】 相談員への相談ということですから。

【日野委員】 そのほうがわかりやすくないですか。相談員による相談。

【事務局(深草)】 相談を受ける立場なのでこういう表現になっていまして、相談員が相談をお受けしますという言葉を短くすると、こういう表現になったんですが、もうちょっといい表現があれば。

【日野委員】 相談するのは悩んだり迷っていたりする人ですよね。

【事務局(深草)】 はい。

【日野委員】 だから、相談員へ相談するという意味で、相談員への相談かなと思った んですけど、どうでしょうか。

【事務局(深草)】 確かに相談員への相談ですから、向きとしてはちょっとどちらかなというところがあります。ここはわかりやすい表現に、会長ともご相談させていただいて、多分、内容はご理解いただいていると思うんですけれども、表現がうまくいっていないというところなのでしょうか。

【佐藤会長】 そうですね。ちょっと考えていただいて。

そのほかにございませんか。

では、本日の審議の内容を事務局でまとめた後、これも前と同じ提案書の中に載せたものを次回1月の審議会にご報告させていただくということにいたします。それでよろしい

でしょうか。

(「はい」の声あり)

【佐藤会長】 ありがとうございました。

(4) その他

【佐藤会長】 それでは、次に事務局から報告がありますので、よろしくお願いします。 【事務局(深草)】 何点かご報告をさせていただきます。

母子・父子自立支援員兼婦人相談員の体制についてでございます。こちらは市議会第4 回定例会で質疑が行われたことから審議会へご報告をさせていただきます。

まず、令和2年4月からの体制についてです。母子・父子自立支援員兼婦人相談員について、令和2年4月以降、常勤の専門職員が1名、非常勤の専門職員2名の配置を予定しております。人事の関係もあり、4月の予定ということで報告させていただきたいと思います。

これまで平成30年4月から、母子・父子自立支援員兼婦人相談員の複数配置と専門性を向上していくために、専門職の非常勤嘱託職員を3名配置して支援や相談に対応してまいりました。これまでの相談支援員の複数体制を維持し、相談支援機能を充実させることから、その他関連施策との連携を進めていくことも必要であるというような考えもございまして、専門職の正規職員の配置の予定となりました。そして、今後も引き続き、相談者の立場に立った相談支援体制の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

これまでの間、審議会委員の皆様には、母子・父子自立支援員兼婦人相談員業務につきましてさまざまなご意見をいただいてまいりました。審議会の正副会長におかれましては、関連団体との懇談会などにもご出席いただくなど、積極的にかかわっていただいてまいりました。母子・父子自立支援員兼婦人相談員の重要性を理解していただいたからこそのこういったご意見やご対応をいただいたことと考えております。今後も母子・父子自立支援員兼婦人相談員の業務につきましては、必要に応じて報告や、男女共同参画室といたしましても、関係各課と連携を図りながら業務を行ってまいりたいと考えております。

市議会の報告と男女共同参画室からの審議会の皆様へということで、あわせて報告をさせていただきました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

【事務局(深草)】 次に、福祉総合相談窓口についてご報告をさせていただきます。 現在、新庁舎福祉会館の検討が進んでいるところでございます。その中で、福祉会館に は福祉総合相談窓口が設定される予定です。この窓口は、年齢や障がいの有無や経済状況 にかかわらず、悩みを抱えた方が対象となります。地域生活課題に対してのアドバイスを 行ったり、適切な関係機関へつなぐ機能として、専門員の配置や連携体制、また、制度の 案内や情報発信などの機能がございます。現在、社会福祉協議会で行っております自立相 談支援サポートセンターの機能を拡充し実施することを予定しております。相談窓口とい たしましては、男女共同参画室も必要に応じて連携しながら、相談支援体制をとっていく こととなります。

そして、こちらの窓口の開設時期ですが、この窓口は、福祉会館竣工前の来年10月から福祉会館で試行的に開始いたしまして、令和4年8月から新福祉会館での本格稼働となる予定でございます。こちらに関しまして、市議会に報告がされましたので、情報として提供させていただきます。

また、今後、何か福祉総合相談窓口につきまして動きがあるようでしたら、審議会のほうにご報告をさせていただきたいと考えております。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

それでは、同性パートナーシップ制度について、資料3と4も含めてご報告いただけますか。

【事務局(深草)】 今年の5月の審議会で、陳情書といたしまして、同性パートナーシップの公的認証制度の導入を求める陳情書を報告させていただきました。また、考え方についてもあわせてご報告をさせていただきました。

今回、審議会へ、参考資料2点を配付させていただきました。資料4につきましては、 市議会で採択された陳情書では公正証書についての検討についてという内容が含まれてい ましたことから、公正証書等受領証についてと公正証書の説明やサンプルについて、こち らは他の自治体のホームページから抜粋したものでございますが、参考までに配付いたし ました。資料3と資料4についてのご意見等をいただければ思います。

まず、参考資料3について説明いたします。こちらは要綱として制定することを予定しておりまして、趣旨といたしましては、LGBTに総称される性的少数者に対して周囲の理解を得られないのではないかと感じたり、自分たちの関係性についての説明がしにくいといった生きづらさを抱えている方たちがいらしたり、そういった方たちの気持ちを受けとめるための制度といたしまして、行政として理解していることを制度化することで明らかにし、市民への理解を進めていくことを目的として、要綱として制度化することを予定しております。本日配付いたしました参考資料3につきましては、検討していただくためのたたき台としてまとめたものです。

続きまして、参考資料4についてです。こちらは、公正証書等受領証について制度化し

た場合の内容について簡単に記しましたものと、公正証書の簡単な説明と本制度の場合のサンプルということでおつけいたしました。なお、公正証書につきましてはさまざまな種類がございます。また、内容につきましても、作成を希望される方の希望する内容に沿って作成されるということで、本日お示ししましたのはあくまでサンプルということで、参考までにごらんいただければと思います。

説明は以上になります。

【佐藤会長】 それで、審議をするというのは、何について審議をしますか。公正証書 についてですか。

【事務局(深草)】 ご審議いただきたい内容といたしましては、まず、同性パートナーシップ制度の検討についてということで、参考資料3についてご意見をいただければと思います。そして、参考資料3につきましては、ほかの自治体なども参考にしながら、制度化していく中で、こういった流れで受領証等の発行を行っていきますということや、対象者について、また、本人確認についての方法などを簡単に記したものでございます。

【濱野委員】 すいません。よろしいでしょうか。

【佐藤会長】 はい、どうぞ。

【濱野委員】 まず、参考資料3の4の宣誓の方法の同性パートナーシップ宣誓書の後に、(以下「宣誓書」)を入れる。その後の、同性パートナーシップの宣誓に関する確認書の後には、(以下「確認書」)を入れて、そうすると、次のページの6番のところにいきなり宣誓書とか確認というところが出てくるので、今ので直って、ここも括弧で、(以下「宣誓書等受領証」)と4行目に出てくるじゃないですか。なのに、7番の1行目に受領証だけで出てきちゃっているので、これはどっちかに統一。上に統一するんだったら、(以下「受領証」)にしておけば、とりあえず文章としては正しい状態になります。

あと、もとに戻って、3番の(3)に要件で同一世帯となっているんですけれども、同一世帯だと、要は生計を一緒にすることを強要しちゃうことになると思うんですよね。これ、などになっているから、結構曖昧な表現なんですけれども、別に同一住所別世帯でもだめじゃないとは思うんですよね、普通の婚姻のことを考えたら。もしくは、小金井市内に両方住所があるだけでいいことにするか、同一住所別世帯でもオーケーにするか、表現を考えないと、(3)はよく考えたほうがいいかなと思いました。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。民法で結婚の定義はどうなっていましたか。同一世帯と書いてありましたっけ。結婚していても別々に住んでいるんじゃなくて、 住民票自体は同一世帯になっているんでしたっけ。

【事務局(深草)】 民法におきましては、夫婦は同居しというような規定がございます。

【佐藤会長】 同居していない場合は。

【事務局(深草)】 そちらにつきましては、いろいろな世帯に応じたところというのはあるかと思いますが、民法の規定で言いますと、あくまで夫婦は同居しということになっておりますので、こちらの制度についてどのようにしていくかというところでもあるかとは思います。

【佐藤会長】 同一世帯であること等を書く必要があるのか、同一の住所地に住所を有 しているだけではだめなんですか。

【事務局(深草)】 そこはご意見ということでいただければ、確認させていただきたい と思います。

【佐藤会長】 先ほどの意見はそうだと思います。有しているということだけで十分じゃないかということだと思うんですね。

【事務局(深草)】 あと、説明が途中になってしまって申しわけありませんでした。参考資料3についてのご意見と、参考資料4、こちらは公正証書等受領証についてというところについてもご意見をいただきたいと考えております。現在、同性パートナーシップ制度を導入しております自治体としましては、全国で約二十九自治体、また、検討を進めているという自治体もございます。

そうした中で、公正証書等受領証の扱いについてということですが、要綱で受領証を発行しております団体は1自治体ということが現状ではございます。そういった状況がありますので、他自治体の事例を抜粋と書いておりますが、こちらは当該自治体のものを簡単に記載したものでございます。

【遠座副会長】 今、ご説明いただいた受領証については、あったら便利な側面があるなと個人的には思うんですが、多分、この扱いが、法的なことの専門知識がないと、これを満たしているとかということを確かにそうですという確認ができないと思うので、それって、専門にそれを判断できる方が当たれる体制というのが小金井市としてとれるかどうかが問題になると思うんですけれども、ほかの自治体でやっぱり難しいのってそういうことなんでしょうか。その自治体だけがそれをやっているというのは、そういう体制があって、ほかの自治体ではなかなかそこまで進んでいないから発行ができないということですか。

【事務局(深草)】 まず、小金井市の体制についてということですけれども、こちらの制度につきましては、男女共同参画室が担当することを予定していますので、男女共同参画室のほうでこちらは確認をいたしまして、手続を進めていくということになると考えています。現状では、男女共同参画室は体制2名ということでとっておりますので、法的な

知識があるか、こちらの内容に関して確認できるのかというところに関しましては、確認 方法についてはどのように行っていくのかというところは、慎重に考えていくことは必要 かと考えております。

【遠座副会長】 あったらいいなというのと、実際、現状で市が責任を持ってできるかどうかというのが両方問題としてあると思うので、どうなんでしょうか。すぐにこれを入れてくださいというのが現状の状況では難しいということであれば、望ましいとしてもなかなか難しいというのはあると思うんですけれども、後々、様子を見ながら改善するとか、そういったことはあるのかもしれないですけれども。

【佐藤会長】 療養看護、任意後見契約、財産管理等の委任については公正証書がないと認められないんですよね。だから、片方が病気になった場合に看病ができない。それから、亡くなった場合に遺産相続ができないということになってしまうので、公正証書があったほうがいいことはいいと副会長がおっしゃるように、それは私もそう思いますけれども、ただ、公正証書とはということも含めて意見をといってもなかなか審議が進まないと思いますので、次回の1月の審議会でも審議を行っていきたいと思います。次回の審議会にこの資料を持ってきていただいて、それまでに意見をまとめていただき、1月8日水曜日までに事務局へご意見をいただきたいと思います。審議を進めるためにも、そのようにさせていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

【日野委員】 ちょっと1つ確認したいんですけれども、制度を受け入れるかどうかといった審議ですと、これは例えばそういう声が一般市民から、小金井市でこういうのを導入してほしいという要請があったんからですか。

【佐藤会長】 それはもう今年の春に。

【日野委員】 前からあったということですか。

【佐藤会長】 議会のほうに陳情がありました。それで議会で取り上げるということで 賛成の意見をいただいて、それで今、審議しているわけですよね。

【日野委員】 では、我々としては前向きな意見でということですか。考え方としては。

【佐藤会長】 というふうに思いますけれども。

【日野委員】 わかりました。

【佐藤会長】 だから、議会で受け入れるということは当たり前のことですし、承認されているかなという感じはするんです。けれども、ただその内容をどうするかというところで、公正証書を受け取るか受け取らないかとか、細かいところがあるけれども、そういうところは男女平等参画室が制度を作っていくので、こちらの審議会で審議をして意見をほしいということだと思います。

【日野委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 それでは、1月8日までにご意見、3と4についてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【佐藤会長】 では、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。 そのほか、何かご質問がありましたら、お願いします。

以上で本日の議題は終了しましたが、委員の皆さんから何か全般的にありますでしょうか。

なければ、来年の1月が最後の審議会になりますので、皆様、よろしくお願いをいたします。

以上をもって、本日の審議会の会議を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

— 了 —